

(案)

漁業権の一斉切替えに係る小委員会の設置及び委員の選任について

1 小委員会の設置について

- 定置漁業権及び区画漁業権の切替えに係る海区漁場計画素案の審議については、それぞれ小委員会を設置して審議し、共同漁業権については、小委員会を設置せず、本委員会において審議する。
- 小委員会は、本委員会と同日（本委員会の前後）に開催するものとする。

2 小委員会の委員数について

- 各小委員会の委員数については、定数を設けないこととする。なお、過去の委員数は次のとおり。  
 参考：平成29年度 定置：9名、区画：6名  
 平成24年度 定置：9名、区画：7名  
 平成19年度 定置：9名、区画：7名

3 委員の選任の考え方について

- 会長は、定置及び区画の両小委員会の委員となる。
- その他の委員は、定置又は区画のいずれかの小委員会の委員となる。
- 委員の各小委員会への割り振りは、各委員の専門分野又は希望分野によることとし、学識経験委員及び中立委員については、小委員会間のバランスに配慮する。

【参 考】

- 海区漁場計画案の答申までのスケジュール（予定）

委員会の活動内容	時 期
海区漁場計画素案について小委員会で審議	令和4年8月～12月
海区漁場計画案の諮問及び公聴会の開催の決定	令和5年2月
公聴会の開催	令和5年3月
海区漁場計画案の諮問に対する答申	令和5年4月

- 漁業権の免許件数

	共同漁業権	定置漁業権	区画漁業権	計
令和4年7月現在	18	24	60	102
平成29年7月現在	18	26	59	103
平成24年4月現在	19	26	62	107
平成19年6月現在	19	27	66	112
平成14年4月現在	19	29	73	121
平成9年12月現在	19	35	84	138